

# 盛岡・八戸両藩の分立

## —経緯の再検討と考察— (下)

千葉 一大

### 五 家中騒動

大森映子氏は、大名家の当主死亡から相続人への継承認可までの時間差を「相続をめぐる空白」と名付け、その期間が大名家にとって当主不在の不安定な時期で、また家の存続にもかかわる重要な時期であったとする<sup>①</sup>。大森氏はその空白期間における後継者死亡を念頭に置いてそう述べたのだが、確かに当主不在の期間、如何に領内の安定を保ち、非常事態を防止し、円滑に乗り切るかという問題は、具体的に相続人すら定まっていなかった南部家の場合にとっても、いや尚更に、その統治能力を問われる場面だったに違いない。しかし、この重要な「相続をめぐる空白」時期に、南部家中は具体的人名の挙がらない相続人をめぐり、幕府が懸念した程ではないにしろ、家中が対立する不安定な状況に陥ったとされる。

この南部家の家中対立に関する状況の概略を『南部史要』の記載からまとめると、つぎのようになる。

- ①重直危篤の報。相続人が定まっていなかったため人心動揺の兆し。
- ②重直死去の報により人心はますます動揺、重直の公儀勤役軽侮、無

嗣死去をうけ、領知収公、近日城受取の沙汰ありという流言で世情騒然。

- ③家臣毛馬内三左衛門(次自)<sup>②</sup>は、領知収公の際は、城を枕にするか、国境で討死しても領知を明け渡すべきではないとし、世子として重信擁立を主張したところ、連署血判者が多数に及んだ。他にも八戸弥六郎の相続を主張する一派や、徳川一門の者を主君として国家安泰を図るべきとする重直時代に登用された新参家臣による一派が存在し、家臣団が分裂の様相を呈した。

④この時幕府が盛岡藩に派遣していた馬買御用の旗本が事態重大なる旨を幕府に告げたため、世子については然るべく取りはからうとして騒動を止め、家中安堵するよう内旨が急遽伝えられたが、新参家臣派は願望成就と受け止める一方、毛馬内一派はこれを憂慮した。

⑤この頃、幕府は水戸徳川家の庶子に南部の名跡を継承させることを内定したという流言があり、毛馬内一派の家臣は、他家他姓の人を主君とすることを大なる恥辱とし、風説の通りだとすれば馬買御用の旗本を血祭りにして、藩内を一本化し、重信を奉じて盛岡城に籠もる者と、南部家一門の中野吉兵衛を將に支城花巻城で抵抗する者

の二手に家臣を分けることを決定、さらに先頃領知半減された米沢藩上杉家と密かに連携することを申し合わせた。

⑥重信はこの動きを憂慮し、近臣に毛馬内一派を説得させたが失敗した。

⑦十月中旬、毛馬内以下数百人が白昼白装束にて盛岡城の西、新山堂の社前に集い、さらに盟約を堅めた。

⑧十月二十四日、一門・上級家臣の家柄である中野吉兵衛、桜庭兵助、北九兵衛、江刺兵十郎、野田左近、北喜八郎、東彦七郎、南彦吉郎ら三六〇人以上が連署し、家老八戸弥六郎、漆戸勘左衛門、奥瀬治太夫、毛馬内九左衛門に宛て、血統を重視し、重信を相続人に、重直二女吹子（布岐）を重信の「御子分」とすることを「御家中町人百姓迄」の総意とする願書を提出、また花巻在住の家臣宮野与右衛門・小野寺惣右衛門らも同様の訴状を提出。

このような家中分裂・騒動のエピソードは、基本的に江戸時代中期以降に記述された盛岡藩の私撰史書に記され、流布されているものである。例えば、江戸時代中期に盛岡藩士伊藤祐清が記した『祐清私記』をみると、その乾の巻「南部二十九代重信公御事」<sup>4</sup>で、先に見たこの家中騒動のストーリーの原型がある程度形成されているように思われる。その大要は次のような形にまとめることができる。

①重直死去前後、譜代家臣が南部家の名跡につき「内談」・「密談」。  
②幕府が領地没収の意向を固め、隣国諸大名を動員するという風説が流布。

③譜代家臣は、「惣御家中町人百姓迄」の総意として、二八代にわた

って続く南部家の血統を重視し、重信相続を求める連判状を作成、一方八戸直栄や、新參家臣を中心に「公義御庶子旁々御連子方成共」の擁立を図る声もあり、家中分裂の様相に。

④水戸徳川家の庶子源次郎<sup>5</sup>への南部家相続内定との風説により、状況深刻化。

⑤重信による家中対立の「御制禁」と、それを無視する譜代家臣の団結と一方的行動。

しかし、同書坤の巻「八戸御制札之事」にみえる相続人をめぐる家中の分裂傾向については、「南部二十九代重信公御事」で示されたもの、他、山田利長の子息利仲（大学）<sup>6</sup>を推す者もあったとし、また、必ずしも譜代が一致して重信を支持したわけではなく、新參家臣も一枚岩ではなく、家中の派閥の図式が複雑化されていて、家中騒動の記述が微妙に異なる。

『祐清私記』乾・坤両巻の二つの記事を抜き出して対比させたが、一つの事件を扱っているにもかかわらず、記述に大きな差異がみられ、史書としての記述に一貫性がみられないことは確かである。

その後盛岡藩内で著された代表的私撰史書はどうか。例えば、田原昇氏がその論文で詳細に分析した『内史略』のこの事件に関する記事については、同じ事柄を扱っても大きく内容が異なるという点があるため、江戸時代中期以前の出来事を取り上げた記事の利用に慎重であるべきだとする意見もある。

実は、先に提示した『祐清私記』乾の巻とほぼ同文の記載が『内史略』の記載に存在しており、また『内史略』にあって『祐清私記』には

見えない中野元康（吉兵衛）らが譜代家臣に突き上げられ、連判状を江戸に持参することを求められた際に、八戸直栄（弥六郎）と中野元康らが協議し譜代家臣を鎮圧するための動きを見せた部分は、八戸家の家臣が編んだ『三翁昔語』<sup>12</sup>に見える逸話と大部分が類似した内容で、パリエーションとして捉えてもよいと思われる。この点を踏まえて、筆者はこう考えておきたい。すなわち、『内史略』は著者の横川良助が幕末期の安政四年（一八五七）に死亡している点から、その段階までに盛岡藩内で著された私撰史書などの諸史料に見えるこの事件のエピソードを集積し集大成する結果になったものといえる。したがって、これらの史料を用いる際には慎重な史料批判が求められる。これはなにも『内史略』に限らず、後世に纏められた史料の持つ宿命でもある。

それでは、一次史料、ないし、それを元にまとめられた一次史料に近い二次史料では、どのような記載がなされているのか。基本史料である寛文四年（一六六四）の盛岡藩家老席日誌「雑書」は欠本であり、記者が明確な日記、藩政史料をもとに藩が編纂した記録類など信頼できる史料、例えば、盛岡藩が藩政記録を抜粋して編纂した「書留」・「吉凶諸書留」<sup>13</sup>などや、家老奥瀬善定の日記抄録「奥瀬家日記抜書」<sup>14</sup>（以上盛岡市中央公民館蔵）、この時期の藩政史料からの抜書とみられる「秘記」・「古記録雑抄」<sup>15</sup>（以上岩手県立図書館蔵）・「南部家年記」<sup>16</sup>（国立国会図書館蔵）などには、家中騒動について記載がない。

管見において、この騒動に関する最も古い記載とみられるのは、次に掲げる史料である。

【史料4】藤根吉当「如塵集」（盛岡市中央公民館蔵）

一、御譜代之諸士重直様御名跡之儀隼人様願上度趣連判相談之由也、依之十月廿一日中野吉兵衛・北九兵衛・桜庭兵介同道八戸弥六郎宅江参、右連判状持参、依之弥六郎・勘左衛門一所に、右之段尤可然事候得共、先達而上意之旨惣様へ申渡候、其上江戸御老中様より再三御名跡之儀氣遣不仕、家中さわき不申様と被仰渡候故、只今何と何をと被申儀二有之間敷との挨拶之由、就夫御家中御譜代・新参二之様二成、燥種々之儀共申成と也、

「如塵集」には末尾に「元禄九年五月中旬」という執筆の日付が記されている。当事者である重信がまだ在世中（重信は元禄十五年死去）の執筆であること、さらに筆者の藤根は盛岡藩で右筆を勤めており、その立場から、当時存在していた藩政記録や文書などを参酌して同書を執筆したとみられることから、記録としての信頼性は『祐清私記』・『内史略』などより高いといえよう。

【史料4】からは、中野元康・北宣継（九兵衛）<sup>17</sup>・桜庭光英（兵助）<sup>18</sup>らに代表される一門・譜代家臣による重信擁立、連判状作成の動きに対し、新参家臣がそれと異なる動きを示したこと、一方八戸・漆戸在盛岡両家老は、譜代家臣の動きに理解を示しつつ、「上意」を遵守する立場を採り、南部家存続のためにも無用な動きを避けるべきという立場であったことなどがわかる。

「如塵集」が、その執筆時期からみて、家中騒動に関する最も古い、基礎的な情報を我々に伝えるものだとすると、重直死後、主家相続をめぐる家臣団内で譜代家臣と新参家臣との対立関係が生じ、譜代家臣間で重信の南部家相続を求める連判状が作成されるといった、不安定な領内

状況は実際に存在したと考えられる。しかし『祐清私記』・『内史略』に記される四分五裂的な家中対立や、具体的行動の展開状況となると、同史料からは読み解くことはできない。

重信擁立に動いた譜代家臣層の行動の背景はどこにあるのか。重直の家臣団政策や相続人設定に対する不満が存在していた可能性をここでは指摘しておきたい。

南部家の家臣団については、盛岡藩政史の研究の上で今後さらなる分析が必要な分野であるといってもよい。その現状のもとで、重直の家臣団政策については、藩主一門に対する「一門払い」の断行と藩政からの排除、中・下級家臣層を構成する新参家臣の大量召し抱えや、重直が目をして支配帳を抹消し墨付きの該当者に暇を与えたという「墨引人数」の逸話が残される譜代家臣の召し放ち、明暦二年（一六五六）・万治二年（一六五九）の二度にわたる家臣団の婚姻政策などが知られており、これらの政策の断行によって、重直が領主権力の確立を図り、新参の腹心の家臣による藩政刷新を行い、家臣に対する家禄の没収、滅封、地方知行の蔵米取りへの変更などを行ったとされている。

ただ、重直の家臣団政策とされるものも、実は重直の独自方針ではない。近世大名として南部家が脱皮する過程において、一門八戸直義（直栄）の遠野への知行替（寛永四年、一六二七）などに代表される独立性・在地性の強い旧領主層である上級家臣抑制と、新参家臣召し抱えなどによる中・下級家臣の形成、家臣への知行を媒介とする主従関係構築と統制が図られていたことが指摘されている。重直はこの路線を引き継ぎ、家臣に対する一層の藩主権力強化を、伝えられている通りならばかなり

強権的とも思われる手法で図ったものとみなされる。「一門払い」にしても、この当時八戸直栄・毛馬内長次という南部家の一門に属する面々が家老として在職し、藩政に参画していることからみて、例えば、盛岡藩の隣藩久保田（秋田）藩において、秋田転封後の藩政初期に藩主佐竹家一門の勢力が大きく削減され、藩執政部内の地位を喪失したということと同列に論じることはできないだろう。これら重直の家臣団政策については、新参家臣の藩政参加などの点も含めて、より具体的に今後実証的検討が求められる点のように思われる。ただ、現時点で我々の知る家臣団政策は、受け止める譜代家臣の側からは冷遇だと認識された可能性がある。重直の政治手法に対する不満が、ここにきて譜代家臣において高まり、重直に重用されたと看做された新参家臣間との対立を引き起こしたと見ることはできないだろうか。

それにしても、「如塵集」以上の具体的な状況を、しかも時を追って詳細に記すようになる史書の記載はどう説明すればよいのだろう。筆者は、実際発生した出来事をもとに、後世の歴史書において家中騒動についてのストーリーが形成され、さらに体裁が整えられていき、拡大再生産がなされていった可能性を指摘しておきたい。そのため、この事件に関する詳細な記述をさらに後になって記された歴史書が目指した結果、さまざまな記事がパッチワークのように寄せ集め積み重ねられ、そのなかで膨らんだストーリーも取り入れられ、本来発生した出来事とかけ離れた家中騒動像が形成された可能性がある。

また史書では、意識的に重直と重信を対比させ描き出しているようにも見える。例えば『祐清私記』では、重直について、「無法非議之御

方」という言葉に凝縮されるように、その欠点を強調し非常に仕えにくい主君として描く一方で、重信は「名将」とされ、慈悲深い人柄や文事に優れた面が強調されている。<sup>23</sup> 重直に対する見方は『祐清私記』の記述を踏襲する『内史略』にもうけつがられている。<sup>24</sup> 両者についての記載は際立った対比として我々読者に印象付けられるが、あえてその効果を狙った可能性も否定できない。客観性の面からみても、すべてが事実といえるかどうか。記述は割り引く必要もあろう。

では、なぜ私撰史書にみられる記述は生み出されたのであろうか。いくつか仮説を試みたい。喪が明ければ相統について何らかの裁定を下すという幕府の意向が示されていたにせよ、相統人不在という家名存続の危機に陥った南部家中にとつては、「相統をめぐる空白」が長く感じられたことであろう。後になって南部家が分立とはいえ大名家として存続するに至るその体験を、波瀾万丈のストーリーと共に、より印象深く伝えようとした可能性がまず考えられる。

さらに、譜代家臣層の行動の記述についても、重信を強く推した層とされる彼らが、主家を守り、主君を擁立したものとして行動を正当化し、またその意識を強調・喧伝して主家との強い絆を象徴する話として叙述しはじめ、一方、それと異なる行動とされたすべての動きは、対極かつ糾弾すべきものに映り、後世の歴史叙述の厳しい見方に反映したのではないか。

加えて、重直のとつた家臣団政策を、冷遇と認識した譜代家臣層は、後々に至るまで重直に対する悪感情を捨て去ることができず、結果として後世の盛岡藩士たちの執筆した歴史書に「無法非義之御方」というイ

メージ、粗暴な君主像で描かれたのは、このような強権振りがステレオタイプとして受け継がれたことによるものだと考えたい。

福田千鶴氏は、御家騒動の研究が「虚構と事実の距離を計りながら騒動そのものを見直していく作業」にほかならないと述べている。<sup>25</sup> この南部家の場合においても、問題を深く検討するには、我々が通説として認識されている私撰史書の記述ばかりを鵜呑みにすることなく、残された藩政史料などをさらに検討し、近世大名である南部家中の形成過程と家臣の実像を詳細かつ具体的に分析する必要があるように思われる。

## 六 幕府の裁定

寛文四年十一月六日、老中阿部忠秋は在江戸の南部家家老毛馬内長次・奥瀬善定両人の内一人を自邸へ呼び出した。奥瀬が伺候したところ、重信・直房両人の江戸出府が命じられた。<sup>26</sup> 両人は十六日盛岡を出発、二十七日に江戸へ到着し、奥瀬から老中へその旨言上された。<sup>27</sup>

十二月六日朝、老中酒井忠清邸に重信・直房が呼び出された。二人に幕府が示した裁定の状況は、幕府の公務を記録した日録「江戸幕府日記」の良質な抄録本である大河内家本「江戸幕府日記」<sup>28</sup>によれば次のようなものだった。

【史料4】「江戸幕府日記」(大河内家本) 寛文四年十二月六日条  
(朱書)

「十二月」 十二月

六日

一、南部山城守弟南部隼人・南部数馬儀、今朝雅楽頭宅江召寄、上意之趣雅楽頭述之、豊後守・美濃守・大和守列座也、山城守養子願之儀年来及言上、可被仰付之处、其内山城守死去ス、弟兩人在之由及上聴、幸為同姓之間、遺領十萬石之内八萬石隼人・貳萬石數馬二分被下之旨被仰出之、彼家老毛馬内九左衛門・奥瀬次大夫於末座奉之、船越伊予守モ出座也、

老中阿部忠秋・稲葉正則・久世正之の列座のもと、出座の重信・直房、家老の毛馬内長次・奥瀬善定、そして南部家の「懇意の旗本」である船越永景（作事奉行）に伝えられた「上意之趣」は、養子願を年来言上していた重直の願いについて、幕府からそれを許し仰せ付けるべきところ、ことに及ばないうちに死去に至ったが、二人の弟がいることが上聴に達し、兩人とも幸い同姓の弟であることから、重直の遺領一〇萬石の内、八萬石を重信、二萬石を直房に分け与えるというものだった。

幕府の裁定に関する史料をもう一点見よう。【史料4】には見られないが、老中の申し渡しには続きがあったようである。これについて、この申し渡しの状況を姉の「お北様」とと糸子（南部家家臣北直知室）・七子（同中野元康室）に伝えた重信書状の内容要約文（以下、要約文と略記）には次のようにある。

【史料5】「書留 御家督・所々御出」寛文四年十二月六日条

うた殿江被為呼、惣様御としより衆被為寄被仰渡候ハ、山城守跡目、われら二八萬石、數馬二貳萬石被下候、山城守跡目と不存、しん儀二御とりたて被召仕候と存、随分御奉公可申上之由被仰渡由之為御知也、<sup>30)</sup>

要約文は、まず重直遺領（「跡目」）のうち重信に八萬石、直房に二萬石を与えられたという裁定を記し、加えて兩人には、重直の「跡目」、すなわち後継者・相続人<sup>31)</sup>ではなく「しん儀二御とりたて被召仕候と存」じて、幕府への「御奉公」を勤めることを促す達しがなされたとしている。この点からすれば、幕府は重直の跡目相続という認識に勝って、「しん儀二御とりたて被召仕」に近いものとして兩人に兄の遺領を分け与えたことになる。兩人が幕府の恩情を弁え謙虚な気持ちを持つことを伝えるのが主眼だったとする見方もあるが、老中よりの「被仰付」という形をとって伝達されている以上、この申し渡しは単なる心覚えではなく、強制力を有するものと理解したほうがよい。

幕府がこのような裁定に至った根拠はなにか。【史料4】・【史料5】や「柳宮日記」寛文四年十二月六日条の記述から判断すると、幕府が重信・直房を取り立て、重直遺領の分与裁定を下した根拠は次の諸点、すなわち、①重直が幕府に養子願について年来言上していたこと、②幕府が養子を提示すべきところ、その前に重直が死亡したこと、③重信・直房の存在が將軍の上間に達したこと、④兩人が幸い同姓の弟だったこと、という点だろう。重直の死の直後、「御跡式之儀者弥相違可被仰付候」という通達が幕府老中から示されていたものの、幕府裁定による重直の遺領分割と、重信・直房兩者への分与は、逆に言えば、これら諸条件が満たされなければ成立することが難しい、大変際どいものだったといえる。

このうち③・④の点について、本稿（上）「大名家の相続について——先行研究の整理を兼ねて——」で述べた相続についての原則を踏まえ

ば、両者は藩内で相続人に擬せられることはあったが、重直が亡くなるまでに養子や相続人になった事実はない。また重直自身が重信・直房両者に配当を願い出て、それが認められて遺領の分割がなされたわけでもない。したがって、厳密にいえば、重信・直房両者のいづれもが、重直の相続人として南部家、その旧来の領知を相続したということには当たらない。この点は、【史料5】にみる幕府の申し渡しで「山城守跡目と不存、しん儀二御とりたて被召仕候と存」と幕府側がそのあるべき立場を明示していることから明らかであろう。

さらに、これまでの重信・直房の立場は將軍からみればあくまで陪臣であつて、將軍との直接的な主従関係の条件は成立していなかった。要約文に見るように、幕府側が両者を新規に將軍と主従関係を取り結ぶ大名に取り立てられた者と位置づけ、申し渡しを行ったことは当然だろう。先にみた七戸行信の書状（上）【史料3】によれば、九月下旬急速江戸に登つた重信・直房らは、稲葉正則から南部家の「一門共」として扱われ、帰国を促されている。つまりその時点で、幕府は重信・直房を南部家一門の者としてのみ認識していたといえよう。彼らが重直の弟として遺領を分け与える対象に浮上したのは、十一月月上旬江戸に重信・直房両人が呼び出されるまでの間ということになるのではないか。

さらに④の点について、寛文三年度の「諸士法度」に規定された養子取組の同姓優先原則では、優先順位の筆頭に同姓の弟が挙げられている。この時点で重信は七戸隼人ではなく「南部隼人」、直房は中里数馬ではなく「南部数馬」として幕府の公式記録に現れている。この段階において、それぞれが当主だった家名ではなく、「南部」姓を名乗っていたの

は、同姓であることが家名存続のために必要と考えられたことによるものだろう。同姓の弟が二人存在することを確認した幕府は、重直生前の養子選定に関する「内々御願」や九月の段階で老中が家中の沈静化を図るために示した「御跡式之儀者弥相違可被仰付候」という通達のそれだけの趣旨、重信の相続を願う一門・譜代家臣が多かつた南部家中の実情などを考慮し、さらに大名もその規定に従うことの多かつたと見なされる「諸士法度」の規定も準用する形で、遺領を分け与える該当者として重信・直房を選び出したと考えられる。

ただ、幕府は、重直死去後、南部家中に対し「御跡式之儀者弥相違可被仰付候」と述べていた。しかしこの裁定を見ると、幕府はその方針を変更して遺領の分割を行い、重信・直房それぞれに与えたことになる。大名の領知は本来原則一代限りのものという建前で、その保有・相続は、被相続人から相続人として願ひ出られた者に対して、代替わりの際に当該領知が「無相違被仰付」という形で再び保有の確認・更新がなされること（領知安堵）が通例である。したがって、この場合は、少なくとも通例の遺領相続とは大きく異なるといえよう。

当主が相続人を設定しないまま死去したにもかかわらず、遺領が存在の確認された第二人に領知として分け与えられるというこの裁定は、以上述べた諸点から、重信・直房は重直が当主だった南部家をそのまま相続したことになる。幕府はそれまで南部家が統治していた盛岡藩とは異なる、別の藩、別の大名家を作り出す形を取るとともに、第二人に遺領を分け与えることで、最も影響の少ない形で盛岡藩内の混乱を防ぐという手段を採つたものとみられる。幕府が兩人にあえて「山城守跡目

と不存、しん儀二御とりたて被召仕候と存」ということを達した点もそれに配慮したもので、また、後に記された『祐清私記』などの史書が、新規取り立てという点を強調しているのも、ここに一因があると思われる。

細井計氏は、『徳川実紀』編纂の際史料稿本として作成された、「柳営日次記」<sup>36</sup>を用い、これが分割相続で、重信は新規取り立てではなく普通の遺領相続であり、直房は遺領のうち二万石を相続して大名に列したものと見なしているが、申し渡しでは領知高の多寡こそあれ、幕府から見れば重直遺領を同様に分け与えるものとして両者並列的に扱われており、重信が普通の遺領相続、直房が大名に新規に列したものであるという使い分けはできないだろう。そもそも法制史研究の上で、「分割相続」という用語が、被相続人が封禄を嫡子以外の二・三男等複数相続人に分配することを幕府にお願いして行われる分知配当と同義だとする定義付けも存在しており、用語の慎重な使用が求められる点<sup>38</sup>、さらに、分割相続が普通の遺領相続であるためには、分知配当による相続形式がとられなければならない点<sup>39</sup>を指摘しておきたい。

これまで筆者が述べた点を踏まえれば、幕府の裁定は、相続人のないまま死去した重直が、養子について内々ながら幕府にその指定を願い出ていたという経緯を踏まえ、死去した重直の弟重信・直房を陪臣の立場から新規に取り立て、この両人の新たな領知として重直遺領を配分し、相互に独立した大名として新たに分立することを上からの強制力によって決定したものといえる。

幕府が寛政年間以降編纂した官撰史書上で、重信が重直の相続者とす

る盛岡南部家の主張を採らず、遺領を分け与えられたものとしたのは、裁定の申し渡しにある「遺領」(「跡式」)という文言を字義通り解釈し(註(33)参照)、幕府の相続に関する諸法令や、南部家のこの折の実状も参酌したゆえからであろう。のちに八戸藩主が盛岡藩主宛の領知判物とは別に將軍家から領知朱印状を単独で得ていることからわかるように、公法的にみれば幕府の介在によつて新たな領有関係が生じたのであり、相互に独立した関係だったことは明らかである。<sup>40</sup> 両家の立場は領知高の多寡と、それにもとづく家格格差はあるとはいえ、独立大名としては並列的なものだといえる。

この問題に幕府が分立という裁定を下した背景として、前章で述べた如く、処分をめぐって発生しかねない領内騷擾や牢人問題に対する幕府の危惧が大きく作用していたと考えられる。実際のところ家中騷動がどの程度のものであったのか、また幕府の耳にも入るようなものだったのか、当時盛岡藩に來訪していた御馬買衆から報告されていた可能性を指摘する見解もあるが、この点も含めて、同時代史料の欠如により、確実なこととはいえない。ただ、幕府が牢人問題の影響をより小さなものにしたと取り組んでいた時期に発生した事案であり、同年に起こった上杉家の場合と同様、幕府にとっては解決に苦慮すべき問題だったということはいえる。ただし、寛文二年の重直による内々の願い出に幕府が対応したことが、この裁定内容を大きく拘束したのではないかともいえる。



## 七 盛岡・八戸両藩の分立過程

### (1) 両藩分立

幕府裁定の報は、裁定当日に江戸を出立した飛脚が十二月十二日申刻に盛岡に到着したことによりもたらされた。家中にはその翌日登城の上、在国の家老八戸直栄・漆戸正茂から正式に伝達がなされ、「御家中一同ニ悦喜不斜」<sup>13</sup> 状況だったという。

重信・直房は同十五日、「跡目御札」に登城、將軍家綱に謁見し、重直の遺物として道阿弥肩衝、さらに重信から黄金二十枚・御太刀目録、直房から黄金三枚・御太刀目録が献上された。同様に御台所はじめ大奥の主立った人々にもそれぞれ両者から金子が献上されている。また在江戸の家老毛馬内長次・奥瀬善定が御目見を許されている。同二十八日の定期叙任によって重信・直房はそれぞれ従五位下に叙爵され、同晦日には重信が大膳大夫、直房が左衛門佐と称することが認められた。<sup>14</sup>

このように重信・直房に大名としての身分が整えられていく一方で、十二月二十三日、老中稲葉正則は毛馬内長次・奥瀬善定を呼び、長次が明年頭正月五日ないし十日過に在所に下向して、在國家老の八戸直栄・漆戸正茂と協議を行い、その後直栄・正茂を早々に江戸登させることを命じた。長次はその達通りに下向し、直栄・正茂両者は正月二十七日盛岡出發、二月八日江戸に到着し、同十五日に江戸城に登城、將軍家綱に拝謁している。<sup>15</sup> この拝謁前の二月十一日、留守居役から兩人到着の報が老中に伝えられ、兩人は早速酒井忠清・稲葉正則を訪問、さらに翌日に

は前日登城のため留守だった久世正之・阿部忠秋を改めて訪問している。<sup>16</sup> これらの動きは、幕府が裁定後も南部家の問題に深く関与・介入していることを窺わせる。重直死後不安定で分立裁定によってそれに拍車がかかりかねない領内状況や、権力基盤弱体化の可能性がある南部家の立場を踏まえた対応と考えたい。すなわち、重信・直房の新規取り立てが決定した後、それをうけての領内情勢、幕府裁定をうけての即応体制、遺領分割の実施方法といった諸問題は、幕府側の懸念するところだったと思われる。これらの問題に対する幕府の意向を、帰国する長次を通じて国元に伝え対応を協議させ、その結果と領内情勢を報告するために入れ替わりに直栄・正茂が江戸に登り、さらに重信と協議の上、老中にそれを言上したものと考えられる。

幕府の裁定では、重直遺領を重信・直房に分け与えろとし、兩人の領知高設定が行われているが、遺領の何処をそれぞれに与えるのかという具体的な指示はなされていない。重直遺領の分割作業は、幕府が指示・承認などを与えて深く関与しつつ、その意向をうけて盛岡藩側が直房領に見合った地域を設定する形を取って進められた。作業の本格的開始時期は、直栄・正茂が江戸に登ったことと時を同じくしている。これは、幕府の意向をうけた藩内協議の結果が直栄・正茂によって江戸にもたらされたことをうけたものと考えられる。<sup>17</sup> まず老中稲葉正則・久世広之兩人に「御内意」を伺った上、二月十九日、老中阿部忠秋のもとに奥瀬善定・漆戸正茂が伺候、南部領の絵図を提出して郡割りの指図を仰いでいる。その際、忠秋は「末代之為」両藩が内々に領境を明確に設定すべきことを命じている。<sup>18</sup> これらの状況からも、遺領分割に幕府老中が深く参

画し、幕府側の意向が強く働いたことがうかがえる。<sup>66)</sup>

二月二十七日、重信から直房に対し、口上書とともに、直房領となる地域の高目録、南部家中のうち直房の家臣となる二人の名・知行高を記した書付が渡された。<sup>67)</sup> 重信の口上書では、まず「従公儀分被下候郡村高之書付相渡申事」とあつて、直房領が公儀から分け与えられたものであることが示される。そして両藩の領境設定が行いやすいように、今後両藩の「年寄共」が相談の上、「指込難成入込候所」については設定された高と出入りの齟齬がないように替地を行うこと、また馬産地である南部領内一〇の牧の内妙野・広野の二箇所を直房領とし、鶴の巢元は互いに毎年改め、一〇箇所の内二箇所の割で直房領に引き渡すことが規定された。牧、鶴の巢元がそれぞれ一〇箇所の内二箇所の割で引き渡されるのは、直房の領地が重直遺領一〇万石の内二万石であることに基づく割合ではないか。この折、直房領として設定されたのは、三戸郡内で本高一万五八五石九斗七升五合、九戸郡内で本高一三五石六斗三升三合、志和郡内で本高三一九〇石九斗六升二合のあわせて二万石だが、その内高は三戸郡内で高二万一一九石七斗四升八合、九戸郡内で高一万三二〇石七斗四升三合、志和郡内で高五八六五石四斗四升三合の計四万二六四石九斗三升四合である。この段階では領知高と内高が示されるに止まっている。しかし、その後左記のような覚書が重信から直房に送られていることから、八戸領に属する具体的な村数と表高が一応確定したのは四月十七日のことである。

【史料6】「南部家年記」天（国立国会図書館蔵）

遣ス覚

一、三戸郡四十ヶケ村 小高付有

此高老万四百廿八石八斗九升九合

一、九戸郡三十八ヶケ村 同 此高六千八百六石六斗壹升三合

一、志和郡四ヶケ村 同 此高貳千七百六拾四石四斗八升八合

村数合八十二ヶ村 小高貳万石

右之通遣申候、以上、

寛文五年四月十七日

大膳大夫

左衛門佐殿<sup>68)</sup>

二月の口上書と比較して、各郡における表高の数字に変更がみられるのは、二月の口上書にある「指込難成入込候所」などについて、両藩間で交渉がもたれ微調整が行われた結果で、口上書に記載されなかった村数も、確定したために記載されたとみてよいだろう。なお、この郡毎の表高は、八戸藩が幕府に提出した郷村高辻帳の控である貞享元年（一六八四）五月十九日付「陸奥国南部領郷村高辻帳」（八戸市立図書館蔵）の数字と一致する。なお、最終的に直房領の内高は、領知高二万石の他、二万七四石が「余高」として存在することになった。同じ郷村高辻帳には、「同名大膳大夫方より達御老中江、内証ニ而請取申余高也」と明記されている。この点からも、幕府が裁定した領知高の配分に基づき、実際の遺領分割は、盛岡藩側と幕府老中が協議のうえ、大凡の内容を幕府側が確認・承知しながら行われたと考えられる。

両者の居所も重直遺領の分割が進められる過程で定まったものだろう。重信は盛岡を本拠としたが、結局家中・所領の多くと領内統治機構を旧盛岡藩から引き継ぐ形になったためだろう。一方直房の居所は、二月二

十七日の口上署等の書類が手交された折、三戸郡八戸に確定した模様であり、三月五日付の直房書状には明確に「我等在所者南部之内八戸」と記されている。なぜ八戸に決定したのか、その経緯については今のところ一次史料から見出せない。

直房の居所・領地の設定について『祐清私記』に興味深い記述がある。郡割の際、「御領分絵図」へ「城共所付」をして、八戸周辺が然るべき旨言上されたというのである。このことは、八戸が直房居所として選ばれたことと、先に触れた幕府老中に対する絵図内見作業などが関連することを想像させる。また重信の「御内心」は直房に「七戸城二而津軽境江押廻し可被遣か、無左ハ鹿角口二而可被遣」との考えだったという。

結局、鹿角には「指たる城も無之」、七戸も「御普代処」として回避され八戸に決定したという。この記述は他の史料から裏付けをとれないが、もし事実ならば、津軽領境にも近い七戸、ないし国境（領境）をめぐる争いが久保田藩との間で長期間続いていた鹿角郡という構想は、両藩それぞれ領地という観点ではなく、南部家という家の全体的問題という見地から、津軽領・秋田領への押さえとして検討されたといえるだろう。

また、分立に伴い、南部家家臣団の分割も行われ、南部家中の中・下級家臣層を中心とした人選がなされ、直房の家臣団が形成された。これにあわせて、八戸藩への領知分与に伴い従来の知行地を失地した盛岡家中の給人に対しては替地が支給され、また盛岡城下から八戸へ移住する直房家臣の拝領屋敷明け渡し、その明屋敷に盛岡に留まる家臣の移転が命じられるなど、家臣団再編に伴う作業が行われた。

当初「内証二而」設定されることになっていった両藩の領境は、直房が

寛文八年（一六六八）死去したこともあって未確定のままだった。寛文十二年にその明確化が図られ、領境への領境塚構築と、その位置を書き込んだ領境絵図の作成が行われている。藩境設定に伴い、盛岡・八戸両藩では家臣知行所の村替が行われ、領境上やその近辺に知行所を持つ知行主には、替地が与えられている。

しかし、最終的な領境の確定はさらに後にずれ込む。貞享元年（一六八四）、重信と直房の跡を継いだ直政は、九戸郡侍浜村と寛文以来の懸案であった閉伊郡中里村を盛岡領に編入し、その代地として三戸郡七崎村を八戸領に編入することで合意した。この年の朱印改において提出された郷村高辻帳には侍浜村・中里村が盛岡領として記された。領域の確定が、朱印改の作業を機会になされていることは、朱印改が「地域の姿」を定める上で大きな役割を有したことを示す。この合意に伴う村々の引き渡しと領境設定・藩境塚構築の実務作業は翌年実施された。両藩の分立作業は、領境が確定したこの段階をもって、名実ともに終了したといえる。

## （2）分かれ行く自己認識

さて、（1）において筆者は、史料にもとづいて、重信・直房が寛文四年十二月十五日に「跡目御札」を行ったと述べた。この記述に疑問を感じられた読者もおられるのではないだろうか。筆者は前章において、幕府の裁定が、死去した重直の弟重信・直房を陪臣の立場から新規に取り立て、それぞれの領知として重直遺領が配分され、相互に独立した大名として新たに分立することが決定されたと述べた。その点と（1）に

において、將軍に「跡目御礼」を遂げるとした記述は矛盾を生じるものであるからだ。

遺領を分与するという幕府裁定をみれば、本来重信・直房の立場は領知高の多寡こそあれ、それぞれ相互に独立した大名として並列的なものだったはずである。しかし、【史料5】でわかるように、重信は、幕府の裁定直後から、「山城守跡目」と不存、しん儀二御とりたて被召仕候と存「ずるよう」という申し渡しがあつたにも拘らず、同時に自分と直房の立場を「山城守跡目」を受け継いだもの、すなわち南部家の相続者として認識し、それを示していた。このような見方は、幕府が重直死後、南部家中に「御跡式之儀者弥無相違可被仰付候」として南部家の跡式を維持する方針を示したこと、幕府が重信の御礼を相続した者が將軍に謁する「跡目御礼」と位置づけたこと<sup>(65)</sup>などが反映したものと筆者は考える。また、盛岡藩も藩内や家中の混乱を避けるためであろうか、「単人様江御跡式被進候御家督ニ被成候」として家中に幕府裁定を伝達している。<sup>(66)</sup>このような動きの結果、申し渡しの内容如何にかかわらず、重信個人のなかで南部家の「跡目」をうけるものという意識が生成され、また武家社会で重信の立場を認識する上でも強く影響したといえるのではないだろうか。

その後の状況も確認しよう。両藩分立後、重信は直房に対しても自らが古來存続してきた南部家の継承者、「跡目」の相続者という立場を強く示すようになる。その立場が明確に現れるのが先にみた【史料6】だろう。同年二月二十七日付の口上書には「從御公儀分被下候郡村高之書付相渡申事」として、公儀の意向によって旧領が分け下されたという姿

勢が示されているが、【史料6】では、冒頭の標題が「遣ス覚」、書留文言近くでは「右之通遣申候」と記されている。幕府裁定に基づく領地分与が、あたかも重信の意志で行われ、直房に対して知行を宛行い遣わすかのような文言である。

その後においても、例えば、寛文五年五月の幕府老中宛誓詞起請文前書<sup>(67)</sup>で重信は、自らを「私儀今度被召出、不寄存知同名山城守跡式被仰付」、「偏二御取立と奉存候事」とし、自らを今回召し出され、かつ取り立てられた者としつつも、重直の跡式を仰せ付けられた者とも位置づけている（同史料は起請文の写しとも、また文面に訂正の跡もあることから下書きとも考えられる）。また元禄五年（一六九二）五月十九日、隠居を前にした重信が、隠居後の相続に関して老中大久保忠朝および側用人牧野成貞・柳沢保明（吉保）に提出した口上書<sup>(68)</sup>では、「私儀、御先代不存寄同性山城守名跡被仰付難有奉存知候処、又候哉御当代高拾万石二被仰付南部之家再興仕候儀、新規御取立之御厚恩之儀神以朝夕不忘置難有次第候」と、「山城守名跡」の相続、一〇万石高直しによる「南部之家再興」をあわせて「新規御取立之御厚恩」と位置づけ、また同年六月五日付隠居願でも「拙者儀被遊御取立御厚恩難有奉存候」と述べるなど、重信が自らを取り立てられて南部家名跡を継承した者として位置づけることは、重信が藩主であった時期の幕藩関係における重要な節目で示されている。

一方、盛岡南部家は、重信の養父が重直とする考え方を公に示すようになる。この見方は分立当時から武家社会の中に実は存在したようで、内容から直房生前に作成されたとみられる諸大名・旗本の親類縁者を記

した「武家親類縁者帳」<sup>⑧</sup>には、「南部大膳大夫」（重信）の「考」（父）として重直を示す「南部山城守」と見え、同じく「南部左衛門佐」（直房）の「考」も同様である（ただし直房の「考」記載には「実信濃守」という注記が付され、実父が南部利直であることが示されている）。この見方はどこから現れたものだろうか。近世の封建法では中世に存在した死後養子が行われておらず、かつ実際には養父・養子の関係を取り結んでいないのに、重直が重信・直房両人の養父として当時の武家社会に受け止められたのは、重直死後幕府老中が示した「御跡式之儀者弥無相違可被仰付候」という見解が前提としてあり、その後重信・直房に遺領が分与されたことで跡式の相統がなされたものという認識が生じた可能性、そして、重信・直房の召出について、当時の武家社会の中に、由緒と勲功があった家に特別の恩命で絶家を再興させる名跡相統<sup>⑨</sup>がなされたという認知のあり方（既述した重信が「山城守跡式」を相続した者という認識を示していたこともこの考え方に反映した可能性がある）が存在したという二つの見方をここでは想定し提示しておきたい。

その後、盛岡南部家が、重直を重信の養父とする見解を公的に示した早い事例として、元禄十五年（一七〇二）六月十八日、重信死去の際、月番老中土屋政直と南部家の「御頼」老中阿部正武に提出された重信の「御統書」に注目したい。

【史料7】藤根吉当「読書集」（盛岡市中央公民館蔵）

南部大膳大夫統  
 養父 南部山城守 実父 南部古信濃守 実母 家中  
 養父方祖父 南部古信濃守 祖母 蒲生飛驒守妹

実父方祖父 南部古大膳大夫 祖母 家中  
 実母方祖父 家中 祖母 家中  
 養母ハ、大膳大夫養子ニ不罷成候前ニ離別仕候付、書載不申候、以上、  
 六月十八日 御名不書之

右から明らかなように、実際には養父・養子の関係を取り結んでいないにも拘わらず、重信の養父とされたのが重直、実父かつ養父方の祖父とされたのが利直（南部古信濃守）、養父方の祖母とされたのが利直室の源秀院（蒲生飛驒守妹）ということになる。

徳川綱吉によって貞享元年（一六八四）制定公布された「服忌令」は、武家社会における多様な親子関係の存在を背景に、親族の範囲と軽重により忌中・服喪期間を設定することで、家族親族秩序の明確化、幕藩制身分秩序の維持強化を図ろうとしたものと位置づけられているが、この親族規定の制定は、盛岡南部家にとって、重信が誰の遺跡を継いでこの武家社会の中に存在し、重信以前の南部家と重信自身がどのようにつながるのか、綱吉政権が強調した孝道徳や、「御恩」と「奉公」の君臣関係を維持する条件として重視された父系の家の継承・相続という観点から証明することを突きつけたといえる。その問題の解決法として盛岡藩は、既に武家社会の間に存在した重直を重信の養父とする考え方を公式見解にしたと見なしておきたい。服忌法上、名跡相続人は先代ならびにその親族に対して先代の養子に準ぜられていたという。これはまさに「御統書」にある重信の立場に該当する。「服忌令」が施行され、親族規定が強化されたことにより、重信を重直の養子として位置づけ、父系

相続の面から南部家名跡の相続者とする見方を盛岡南部家は採り、その後の公式見解としたのではないか。本稿(上)「一 系譜書上と官撰史書の間」で触れた幕府に提出した「系譜」の記載もその反映であろう。

その後、天保八年(一八三七)、幕府大目付から「諸家御末家万石以上之分御分知之分訳合并天明度之御名前、且御朱印有無之儀」の書出を命じられた際、盛岡藩が「南部信濃守(利濟)分家」として書き出したのは、「寛文四年被仰付分知」したとする「南部左衛門尉」(信真)家(八戸藩主家)と文政二年(一八一九)当時の藩主南部利敬より願い出して「内分」した「南部丹波守」(信蒼)家の両家だった。<sup>23)</sup>つまり、この時点において盛岡藩側は、自藩の藩主家を南部家の本家、八戸藩主南部家を幕府から命じられて分知した分家という、本家・分家の関係で位置づけるようになっていた。

またそのような見方は、盛岡南部家が幕府に提出した系譜書上にも現れるようになる。弘化二年(一八四五)、『寛政重修諸家譜』続修を企てた幕府の命により、盛岡藩主南部利濟が提出した系譜の下書きには、幕府裁定につき「思召ヲ以重直遺領隼人江被下置、二万石数馬江分与可致旨」と記されている。<sup>24)</sup>これによれば、幕府の裁定内容は、重直の遺領を重信に与え、そのうちから幕府の命により重信が二万石を直房に分与したことになる。明治初期に政府の求めに応じて、盛岡南部家当主の南部利恭が提出した華族家譜でも「重直自カラ封ヲ分ツニ非ラス、幕府命アリ、重信ヲシテ封ヲ直房二分タシムル也、(中略)十二月六日重信ニ賜フニ八万石ヲ以テシテ、直房二分ツニ二万石ヲ以テセシム」とあり、幕府の命により重信が直房に領知を分けたという見方を踏襲している。

両藩分立について、本藩(盛岡藩)が幕府の命によって二万石を分与する形で支藩(八戸藩)の成立をみたという解釈が、少なくとも江戸後期以降に盛岡藩、さらに盛岡南部家の公式見解とされていたことになる。本家の領地を分け与えられて成立し、將軍から本家と別に領知宛行状を発給される「分知分家」・「別朱印分家」のあり方である。<sup>25)</sup>この見解に盛岡藩が至ったのは、これまで見たように、領地分割が盛岡藩によって実務がなされた点、分立当初からの重信の認識、加えて「服忌令」における親族規定の厳密化以降、盛岡南部家が採るようになった「南部家の正統を継ぐもの」という立場からのものだと考えられる。

#### おわりに

これまで(上)・(下)にわたって述べてきた点を整理しておこう。南部重直は実子・養子を次々と失い、幕府による相続人選定を内々願っていたが、正式決定を待たずに死没した。幕府は経緯を重んじて、重直の異母弟である重信・直房を取り立て、重直遺領を分け、それぞれに八万石・二万石を与え、その結果盛岡藩と八戸藩が分立した。両藩はその後別途に領知宛行状を発給されており、公法的にみれば幕府の介在によって新たな領有関係が生じたため、相互に独立した関係だったといえる。ただ、その後盛岡藩側が重信について、跡式を継いで家督となったという見解を採り、さらにその後の推移の中で八戸藩側に本家・本藩意識を徐々に強く打ち出すようになったものとみなしうる。

盛岡・八戸両藩の分立裁定には、当時の政治的背景が大きくものをい

つていとみてよい。当時の家綱政権は、幼少で将軍になった家綱による統一的知行体系掌握に腐心すると共に、同時期に権力編成をめぐる政治理念の改変、幕府権力機構の確立など、今後の幕府政治に続いていく課題にも取り組んでいた。<sup>28)</sup>大名統制策にもその影響が色濃く現れている。

例えば、(上)でも述べたように「末期養子の禁」緩和によって、結果的に無嗣絶家の減少につながったことが挙げられる。また寛文四年という年は、折しも家綱が、代替わり朱印改である「寛文印知」を実施した年である。「寛文印知」は最も有名な將軍代替わりの朱印改で、御三家や甲府・館林両家を除くほぼ全ての大名を対象とし、一斉に領知宛行状を発給することによって、將軍家綱が統一的知行体系の掌握に成功し「天下人」としての地位を確固たるものとし、また領地を媒介として成立する徳川將軍・大名間の主従関係が形式的に確立した姿をみることができると位置づけられている。また「寛文印知」は大名領知高の確定にもつながり、領知高を基準とする家格の序列化が進行した結果、相統形態にも変化が現れ、新田高の分知などで本家家格の維持を図り、また大名の取り潰しに幕府が慎重となる一因になったという見解も示されている。<sup>29)</sup>盛岡・八戸両藩の分立という事態は、このような幕府の大名統制におけるひとつの画期とも呼べる時期になされたもので、その影響が濃いものであったといえる。

重信や直房が藩主となり、それぞれが故重直の領知を分け与えられるという事件は、盛岡藩史上大きな転換点であったし、八戸藩においてもその始点となる大事件だった。その結果が生み出されるには、幕府・大名家・家中それぞれの意志が微妙な影を落としている。本論考でその一

端が明らかになったと考える。

寛文四年のこの事件は、その後の盛岡・八戸両藩のあゆみにもどのような意味をもたらすか、その影響についても考察を深める必要がある。ここではそのうち三つの点について言及したい。

まずこの問題を起点とする恒例・由緒の存在についてである。大名家において、幕藩関係上、また大名とその家臣の関係にとつても画期的な出来事を、その後もさまざまに儀礼などで再確認し、関係性を規定する作業が行われた事例が紹介されている。<sup>30)</sup>盛岡南部家でも恒例となった儀礼の起源を寛文四年の事件に求めるものがある。江戸に呼び出された重信が盛岡出発の際桜庭光英邸に立ち寄ったことは、藩主が江戸参勤へ出発する際桜庭邸に赴いて行われる「御門出」という儀式の起源とされた<sup>31)</sup>し、家臣団分裂時の譜代家臣側中心人物とされる毛馬内次自が重信に熨斗鮑を献上したことも、その後恒例の行事として行われるようになった<sup>32)</sup>という。この話が事実かどうかはともかく、盛岡藩においては、主君と家臣団との深い関係を象徴する恒例儀式の起源を寛文四年の事件に求めたいとみてよいだろう。<sup>33)</sup>盛岡藩にこの事件が与えた影響は、藩主と家臣とのつながりという面からも、さらに追求が可能ではないか。

次に、これまでこの問題を考える上で史料の根拠とされてきた、盛岡南部家中が編んだ私撰史書について述べたい。確かに記述の不備、事実との食い違いや同時性の点から私撰史書の記述を扱うには慎重さを要するが、一方において、私撰史書に記された両藩分立のストーリーがなぜ形成されたのか、その背景にはどのような観点があるのかという視点もこれら史書の記述から見出されるべきだろう。盛岡藩の研究において、

これまであまり顧みられなかった史書編纂の経緯や、それと関連した自己意識形成の問題については、今後さらなる検討を行う必要がある。<sup>(84)</sup>

本稿では幕府史料と盛岡藩側の史料に多く基づきながら、検討を重ねてきたが、八戸藩自身がこの問題をどのように捉え、また盛岡藩との関係をどのように位置づけたのかも、さらに史料を発掘し、本格的に検討する必要がある。例えば独立時の幕府裁定により、八戸南部家が盛岡南部家とは異なる独立大名としての位置を有したことをのべたが、寛文九年（一六六九）の「寛文蝦夷蜂起」（シヤクシヤインの戦い）の際、八戸藩では盛岡藩に加勢が命じられた場合、軍勢を盛岡藩勢に合流させることを想定し、「惣人数帳」を盛岡藩へ提出しており、軍役動員の面で当時は強い一体性のなかで行動しようとしたとの考察がある。<sup>(85)</sup> 派兵時には盛岡藩が八戸藩の軍事面を指揮する意向も示されており、その説は首肯されるものである。しかし、その後二代藩主南部直政が元禄九年（一六九六）に著した「南部左衛門佐直房別成一家弁」では独立藩・独立大名であることを強調するようになっており、<sup>(86)</sup> 「寛文蝦夷蜂起」一時の実状とその認識とは大きな懸隔がある。八戸藩内の自己認識の変革、状況の変化が生じたその理由は、その後の展開も含め、検討に値するべき点ではないか。

『青森県史』や『新編八戸市史』の編さん事業が現在進められている。それらにおいてこの両藩分立問題にかかわる史料が新たに見出され、それに基づいたさらなる知見が生み出されることを期待しておきたい。

#### 補足説明

前号掲載本稿（上）「三 南部重直の相続人選定」において、南部重直が養子選定について幕府に「内々御願」をしたことを記した。その点について他の事例を加え補足説明を試みたい。

藤井讓治氏は「秀忠大御所時代の「上意」と年寄制」（岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』下、塙書房、一九八五年 所収）の中で、寛永七年（一六三〇）・同八年の徳島藩主蜂須賀家・土佐藩主山内家の幕藩間交渉から、幕府の意思決定が最終的には將軍が握っていること、また「御内証」が出された後、あらためて大名家の側が伺書・老中からの披露などの形で何らかのリアクションを示し、それによつて幕府の正式決定がなされている点を指摘している。

この点から見ても「御内証」の提示とその伝達はあくまで非公式なもので、正式な將軍の「上意」が示されるには、「御内証」提示後大名家側から何らかのリアクションが必要だったとみられる。將軍の「御内証」に達し養子選定に対する將軍の意向が示された南部重直の養子選定においても、南部家の側から將軍に対する何らかのリアクションを示す必要性があつたのではないか。その後『藩翰譜統編』において、南部重直が養子選定の際怠慢が強調されるが、その記述は編纂者がこのような点を踏まえてなされた可能性もある。



## 追記

拙稿の趣旨について、昨年十二月九日、弘前大学國史研究会第八一回例会で口頭報告をおこなった。有益な場を与えていただいた長谷川成一先生、福井敏隆氏・瀧本壽史氏はじめ國史研究会役員の皆さんに感謝を申し上げます。

## 註

- (1) 大森『お家相続 大名家の苦闘』（角川選書三六八、角川書店、二〇〇四年）一二〇～一五頁。
- (2) 菊池悟朗編輯『南部史要』（復刻版 熊谷印刷出版部、一九八〇年）九一～九五頁。
- (3) 「系胤譜考」け（盛岡市中央公民館蔵、なお同所蔵先は以下盛中公と略記）によれば、家老毛馬内長次次男。承応元年（一六五二）、祖父直次の隠居料二〇〇石を相続。元禄十六年（一七〇三）、七五歳で死去。
- (4) 南部叢書刊行編纂『南部叢書』（三）（復刻版 歴史図書社、一九七〇年）二二四～二三一頁。なお、本稿の執筆に当たっては、同書の底本とみられる南部伯爵家旧蔵の盛中公所蔵本と改めて対校して用いた。
- (5) 「水戸源次郎様」は、水戸徳川家の家譜（「常陸水戸徳川家譜」、茨城県史編さん近世史第一部会編『茨城県史料』近世政治編一、茨城県、一九七〇年、三三三～四三三頁）からその存在を確認できない。記して後考を俟ちたい。
- (6) 当時九歳。享保七年（一七二二）七月二十二日死去、六七歳（公子伝系譜「盛中公蔵」）。
- (7) 『南部叢書』（三）四五一～四五二頁。
- (8) 田原昇「近世大名の無嗣逝去と相続人の選定―寛文四年盛岡南部家の

連判騒動を事例として―」（『日本歴史』六二一、二〇〇〇年）。

- (9) 細井計・兼平賢治『秘記』にみる正保から貞享年間の盛岡藩（『東北福祉大学研究紀要』二七、二〇〇三年）。
- (10) 岩手県立図書館編集『岩手史叢 第一巻 内史略（1）』（岩手県文化財愛護協会、一九七三年）二二〇～二四〇頁。
- (11) 右同書二六～三〇頁。
- (12) 青森県立図書館編『青森県叢書 第五編 三翁昔語』（青森県学校図書館協議会、一九五三年）三二五～三三二頁。ここで重信を推す家臣に突き上げられた北・中野・桜庭の狼狽振り、八戸直栄の活躍がより強調されて描かれている。
- (13) 『岩手史叢 第一巻 内史略（1）』二六～三〇頁。
- (14) 幼少より南部利直に養われ、寛永七年（一六三〇）家督。のち江戸証人番。知行二一五〇石。重信の代に家老。元禄九年（一六九六）死去、七七歳（「系胤譜考」き、盛中公蔵）。
- (15) 明暦三年（一六五七）八月より鹿角郡毛馬内を知行（一八〇〇石）。家中騒動では十一月まで鎮静化に努めたが、同月十八日密かに江戸に登り、毛馬内長次と「公義御首尾取繕」ったという。後二〇〇石加増。天和二年（一六八二）二月四日、八四歳で没（「系胤譜考」き、盛中公蔵）。
- (16) 万治三年（一六六〇）に実施されたという「墨引人数」は偽説とする見方もあるが（細井計・伊藤博幸・菅野文夫・鈴木宏共著『岩手県の歴史』山川出版社、一九九九年、一八八頁）、家臣の大量整理は、寛文元年（一六六一）年八月十一日実際に実施され、召放たれた家臣は八二名、禄高は五〇〇石から五人扶持に及ぶ（「人事書留 身帯被召上」盛中公蔵）。それが言われているような「墨引人数」という形で決められたものかどうか不詳というのが正しいのではないか。

(17) 「奥瀬家日記抜書」(盛中公蔵)によれば、明暦二年三月十七日、一五〇石以上の給人を対象に、無断私婚者の相続を不許可とする旨を達した。また万治二年十一月二十八日には、家中で一〇歳以上三〇歳迄の娘がいる者に書付を提出させ、隠密内々の縁組を禁じ、家老まで伺い出て縁を結ぶことを命じている(該当各日条参照)。

(18) 既出註(16)『岩手県の歴史』一八八〜一九〇頁。

(19) 関連資料は青森県史編さん近世部会編集『青森県史』資料編近世1・近世北奥の成立と北方世界(青森県、二〇〇一年)四四〇頁。なお本稿では、本誌前号掲載の(上)に引き続き、現在刊行が進められている『青森県史』資料編を出典として多用する。このため(上)同様、同書の出典註は初出を除き、以下『県史』資料近世〇と記載する。

(20) 加藤章「南部藩における地方知行制の政策的意義―地方知行制存続の理由について―」(和歌森太郎先生還暦記念論文編集委員会編『近世封建支配と民衆社会』弘文堂、一九七五年)、田原註(10)論文、青森県史編さん近世部会編『青森県史』資料編近世4・南部1盛岡藩領(青森県、二〇〇三年)『第一章 盛岡藩政の確立』の解説(二〜五頁)。

(21) 久保田藩(秋田藩)の一門払いについては、根岸茂夫「秋田藩における「御一門払い」(『國學院雑誌』第七七卷九号、一九七六年)を参照されたい。

(22) 例えば、『南部叢書』(三)二一六頁の記述。

(23) 例えば、右同書三八一・三八五〜三八六・四五〇〜四五二頁の記述。

(24) 『岩手史叢 第一巻 内史略(1)』(二二一〜二二二頁。重信については同書)。

(25) 本稿(上)「四 重直の死と領内鎮撫」を参照されたい。

(26) 福田千鶴『御家騒動 大名家を揺るがした権力闘争』(中公新書一七九八、中央公論新社、二〇〇五年)二二六頁。

(27) 寛文四年十一月六日付七戸重信宛奥瀬善定・毛馬内長次連署書状(盛中公蔵)、「書留 御家督・所々御出」寛文四年十一月十二日条(『県史』資料近世4、三二頁所収)。

(28) 「如塵集」。

(29) 大河内元冬氏蔵、豊橋市美術館受託文書。大河内家本「江戸幕府日記」の詳細については、大野瑞男「大河内松平家と江戸幕府日記」『日本歴史』六七七、二〇〇四年)を参照されたい。

なお、大河内家本「江戸幕府日記」について言及が可能になったのは、二〇〇六年六月に大野瑞男氏(東洋大学名誉教授)と行った江戸幕府財政史料に関する資料調査の折閲覧の機会を得たためである。調査の機会を与えていただいた大野氏、閲覧の便宜を与えていただいた史料受託先の豊橋市美術館、および同館学芸員増山真一郎氏に心より感謝を申し上げます。

(30) 『県史』資料近世4、三二頁所収。該当史料の編纂当時には書状の原文が残されていたようで、「此御書中野伝三郎所持」と所蔵者名が記されている。

(31) 「跡目」という語について、近世前期の日本語を知る上で必須の文献である『日葡辞書』では次のように記す。「Atome アトメ(跡目)後継者、あるいは相続人。また遺産。Atomeuo vgetoru(跡目を請取る)遺産の譲渡を受ける。」(土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳 日葡辞書』岩波書店、一九八〇年、三八頁)。通常家督と領知の相続は一体と見なされているが、この重信書状の要約文の場合は、右にあげた意味もあわせ考れば、「跡目」という語の使い分けがなされていて、前に出てくる「山城守跡目」が遺領の話を指し、後に出てくる「山城守跡目」は相続人の話として解すべきだろう。

(32) 兼平賢治「南部重直の嗣子選定について」『岩手史学研究』八三、二

〇〇〇年)。

(33) 右同書二二頁。同史料では、「江戸幕府日記」が「遺領」と記載したところを「跡式」としている。『日葡辞書』によれば、跡式 (Atoxiqi) とは「遺産として残る財産、あるいは田地」を指す(既出)邦訳「日葡辞書」三八頁)。ここでは遺領と似た意味で跡式という語を用いているのではないか。

(34) 石井良助「統轄、領知、所持および進退」(一)・(二)、『法学協会雑誌』第九四卷一二号、一九七七年・同第九五卷六号、一九七八年)、笠谷和比古「幕藩関係概論」(『近世武家社会の政治構造』吉川弘文館、一九九三年)、註(一)大森著書二二〇一五頁。

(35) 小宮木代良「徳川実紀・統徳川実紀」(皆川完一・山本信吉編『国史大系書目解題』下、吉川弘文館、二〇〇一年)。

(36) 福井保「江戸幕府日記」(国史大辞典編纂委員会編集『国史大辞典』二、吉川弘文館、一九八〇年、三四〇〜三四二頁)によれば、「柳當日次記」は、内閣文庫(現国立公文書館)に所蔵されるいわゆる江戸幕府日記諸本の中で他に比して簡略な記述であるとするが、該当する寛文四年十二月六日条(註(33)参照)の記事をみると、主要部分を補う形で他の幕府日記諸本の内容が小字で書き込まれており、その部分を併せると、「史料4」と比べても遜色ない記述となっている。

(37) 既出註(16)『岩手県の歴史』一九一頁、細井「盛岡藩政史研究の三つの課題」(同編『東北史を読み直す』吉川弘文館、二〇〇六年)。

(38) 服藤弘司『相統法の特質 幕藩体制国家の法と権力V』(創文社、一九八二年)一九七・二二四・二二六頁。

(39) 中田薫「徳川時代の家督相続法」(同『法制史論集』一、岩波書店、一九二六年)。

(40) 竹内利美「近世大名武家の分家」(同『家族慣行と家制度』恒星社厚

生閣、一九六九年)。なお、盛岡南部家宛の領知判物・領知目録は盛中公蔵。貞享以降の領知判物の全てと一部の領知目録は『県史』資料近世4、二二〜三〇頁に掲載。八戸南部家宛の領知朱印状写・領知目録は八戸市博物館蔵。前田利見編『八戸藩史料』(復刻版 伊吉書院、一九七三年)に貞享度(同書六七頁)・正徳度(一九七頁)・天明度(四七二頁)のものが載せられている。

(41) 細井計・兼平賢治・杉山令奈「公儀御馬買衆と盛岡藩」(『岩手大学教育学部研究年報』第六一卷第二号、二〇〇二年)。

(42) 「書留 御家督・所々御出」寛文四年十二月十二日・同十三日条(『県史』資料近世4、三一頁)、「如塵集」。

(43) 「柳當日次記」同日条(『県史』資料近世4、二二頁)、「書留 御家督・所々御出」寛文四年十二月二十三日条(前同書三一頁)。

(44) 「柳當日次記」同日条(前同書二二〜二二頁)、「書留 御家督・所々御出」寛文五年正月七日条(前同書三一頁)。

(45) 「書留 御家督・所々御出」寛文五年正月九日条(前同書三二頁)、及び「如塵集」。なお、諸大夫になった折には、叙位の申し渡しがあった後、即日老中に名乗りの官職名につき伺いを立て、差し障りないか調査の後、付札によって回答される(松平秀治「徳川時代の武家の官位」『歴史公論』第一〇巻一〇号、一九七九年)。叙位の日付と名乗りの官職名が認められた日付にずれがあるのは、この手続きが採られたためであらう。

(46) 「如塵集」、「柳當日次記」寛文五年二月十五日条(『江戸幕府日記 寛文年録』三、野上出版、一九九三年、三七頁)。

(47) 「如塵集」。

(48) 直栄・正茂両人は三月十二日江戸を発足しているが、後世、漆戸正茂の子孫、漆戸直矢によって記された「南部重信家督由緒」(盛中公蔵)

では、郡分決定後発足とあり、江戸登の一つの理由が郡分（すなわち、幕府の提示した領知高にもとづく重直遺領の配分）の対応にあつたと考えられる。

(49) 「南部重信家督由緒」・「如塵集」・「直房公御一代集」（八戸市史編さん委員会編集『八戸市史』史料編近世1、八戸市、一九六九年、一八頁）。

(50) 大名領の設定に際して村割や領境設定に老中が深くかわっている事例は、盛岡・八戸両藩とは立場の異なる内分分家大名ではあるが、万治三年（一六六〇）仙台藩から内分分知された一関藩（藩主伊達宗勝）の事例を挙げることができる。寛文四年閏五月十三日付「伊達兵部宗勝知行地絵図」（仙台市博物館蔵）には、寛文元年五月二十一日、老中酒井忠清・松平信綱・阿部忠秋・稲葉正則に「伊達兵部大輔殿御知行之村分大体之絵図」を見分に入れ「被相極之由」を、藩政に関与する柳川藩主立花忠茂が仙台藩奉行柴田朝意に伝えたことが記されている。盛岡・八戸両藩分立時と同様、この場合にも分知される地域の把握が幕府老中によつてなされていたことになる（絵図図版は一関市博物館編集・発行『実録・伊達騒動―田村家文書の世界Ⅱ―』二〇〇六年、二頁）。

(51) 「如塵集」。これと同一内容のものが「直房公御一代集」（『八戸市史』史料編近世1、一九・二〇頁）にもみえる。

(52) 出典書は、重信の時期における盛岡藩政について記されている。同書人の巻の奥書には「右者大萱生嵩高之蔵書、御家老中古書を収録する所なり」とあり、化政期に家老を勤めた大萱生の著作であるという。国会図書館本は「藤簡齋」なる人物の天保六年九月写という。

(53) 「直房公御一代集」（『八戸市史』史料編近世1、一八頁）。

(54) 寛文五年三月五日付大浦治右衛門宛南部直房書状（盛中公蔵舟越家文書）。

(55) 秋田藩と盛岡藩間の領境争い、及び領境設定の状況については、本田

伸「北奥羽における藩領域の形成―南部領鹿角通の境争論と事例分析―」（沼田哲編『「東北」の成立と展開―近世・近現代の地域形成と社会―』岩田書院、二〇〇二年）を参照されたい。

(56) 「盛岡藩雜書」寛文五年八月十五日（『県史』資料編近世4、三二頁）十一月朔日条。

(57) 右同寛文五年十月十五日条（『盛岡藩雜書』二、熊谷印刷出版部、一九八七年、四七二頁）。

(58) 「八戸江諸事之次第」寛文八年六月二十五日～二十七日条（『県史』資料編近世4、四六頁）、寛文十二年六月十七日付・同二十三日付盛岡藩家老宛八戸藩家老連署領境証文（八戸領境関係文書）・「八戸分地境立手形」盛中公蔵）。

(59) 「盛岡藩雜書」寛文十二年閏六月十二日条、「八戸藩日記」同年閏六月二十七日条（『八戸市史』史料編近世1、二一九頁）。

(60) 「八戸藩日記」寛文十二年三月七日・同十八日条、「八戸藩勘定所日記」貞享二年十一月朔日・同四日・同十二日各日条（『八戸市史』史料編近世1、二二二～二二三・四二二頁）。公式には八戸藩領に含まれていない中里村がなぜこの時点まで領有されていたのか、現時点で確認できない史料からは明らかではない。推測としては、中里家当主だった直房のいわば「苗字の地」として、この時点まで公式な領知とは異なる形で受け継がれていたということが考えられる。

(61) 「侍浜村与七崎村与御取替地」・「七崎村侍浜村御替地始末書写」（『八戸市史』史料編近世1、四〇七～四一二頁）。

(62) この点については、拙稿「寛文印知」と奥羽地方」（『青山史学』二〇〇五年）参照のこと。

(63) なお、これら領境確定に至る交渉・実務作業については、本田伸氏による一連の研究結果、すなわち「近世の北奥と藩領域―八戸藩・盛岡藩

- 境絵図の検討を通して」(『弘前大学國史研究』一〇五、一九九八年)
- ・「近世の北奥と藩領域―現存〈奥郡八戸領図〉(志和郡八戸領図)等に関する小考―」(『八戸地域史』三八・三九合併号、二〇〇一年)・「近世の北奥と藩領域―八戸藩・盛岡藩境絵図と藩境塚―」(『地方史研究協議会編』『地方史研究協議会第五四回(八戸)大会成果論集 歴史と風土―南部の地域形成―』雄山閣、二〇〇四年)に詳しい。
- (64) 「殿中日記」四(国立公文書館蔵) 寛文四年十二月十五日条のように、重信が「継目御札」を、また直房が「知行分被下御札」を遂げたと両者の御札の内容を書き分けている史料もある。
- (65) 「歴代御記録 大源院様御代」一(盛中公蔵) 寛文四年十二月十三日条。
- (66) 『県史』資料編近世4、三一―三二頁。
- (67) 「御系譜」義(岩手県立図書館蔵)。ただし同史料では、寛文五年のものとされるが、内容等から元禄五年に比定される。
- (68) 「歴代御記録 徳雲院様御代」一(盛中公蔵)。
- (69) 東京大学史料編纂所(以下東史編と略記)蔵。「南部大膳大夫」は巻五、「南部左衛門佐」は巻六にそれぞれ所載。
- (70) 中田註(39)論文。
- (71) 中田前同論文参照。名跡相続という考え方に立てば、名跡相続人に対して、家名の基礎たる俸禄として重直遺領が分け与えられたという理解が成り立つことになる。このような見方は、盛岡藩内に存在していたように、例えば「祐清私記」乾の記述(「家久しく、其上亡父信濃守利直 東照大神君に忠功有之故」、『南部叢書』(三)二七五頁)などにその一端がみられる。
- (72) 林由紀子『近世服忌令の研究―幕藩制国家の喪と穢―』(清文堂出版、一九九八年)四五―六六頁、鎌田『幕藩体制における武士家法』五一―五五頁、塚本学『徳川綱吉』(吉川弘文館、一九九八年)一〇九―一七頁参照。
- (73) 「天保八丁酉年十月より翌戊三月迄利済公御在府留・同九戊四月より翌十亥八月廿四日迄利済公御滞府留・信侯公為御名代初而御暇御留守留」(盛中公蔵) 所収天保八年十月十六日付盛岡藩家臣小松原順治名書付。
- (74) 幕府による『寛政譜』続修の企てについては、山本博文「寛政譜以降の幕府系譜書継について」(『日本歴史』四四三、一九八五年)、及び小柴良介「江戸幕府の家譜編纂について」(『神道古典研究会報』一〇、一九八九年)を参照。
- (75) 「系譜」(盛中公蔵、請求番号二九・一一一九―二)。
- (76) 「陸奥盛岡南部家譜」一・南部家譜補正并書継(東史編蔵)。
- (77) 註(40) 竹内論文、松平(上野) 秀治「大名分家の基礎的考察―「内分」分家を中心に―」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和四十七年度、一九七三年)。
- (78) 寛文期の幕政については、朝尾直弘「將軍政治の権力構造」(『岩波講座 日本歴史』一〇 近世二) 岩波書店、一九七五年)、藤井謙治「家網政権論」(松本四郎・山田忠雄編『講座日本近世史(四) 元禄・享保期の政治と社会』有斐閣、一九八〇年)など。
- (79) 大野瑞男「解題」(国立史料館編集・発行『史料館叢書 一 寛文朱印留 上』一九八〇年)、同「領知判物・朱印状の古文書学的研究―寛文印知の政治史的意義(一)―」(『史料館研究紀要』一三、一九八一年)、及び註(78) 藤井論文、福田千鶴「近世前期大名相続の実態に関する基礎的研究」(『史料館研究紀要』二九、一九九八年)。なお註(62) 拙稿もあわせて参照されたい。
- (80) 例えば、徳島藩主蜂須賀家の場合、大きな手柄を立てた大坂の陣とい

う事件が、その後の対幕府儀礼・藩内儀礼上のさまざまな「吉例」をもたらしただけという（『大坂の陣と徳島藩』徳島市立徳島城博物館、一九九四年、一四〇～一七・二六〇～二八頁、および根津寿夫「江戸時代における儀式・儀礼の成立とその意味―徳島藩を事例に―」、笠谷和比古編『国際シンポジウム 公家と武家の比較文明史』思文閣出版、二〇〇六年）。

(81) 「奥新旧指録」（南部叢書刊行会編纂『南部叢書』二、復刻版歴史図書社、一九七〇年、二一九頁）。

(82) 起源には両説がある。「奥新旧指録」（右同出典）では、重信が江戸へ出立する際、盛岡城の通用口である中の橋御門で出迎えた「毛馬内某」が「御帰国の御吉祥を賀して」門外で献上したことに由来するといひ、一方註（3）「系胤譜考」所載の毛馬内次自譜には、重信の初入部（寛文五年六月）の際、病床にあった次自に、重信がその門前に駕籠を止めて病状を尋ねたのに対し、次自が病を押して門前に現れ献上したことに始まるとある。いずれにしろ、寛文四年の問題に関連させて儀礼の起源としている。

(83) 本論文の口頭発表時に、一來場者から、八戸藩でも同様の行事が行われており、盛岡藩独自の行事ではないとして、筆者の論旨を誤りとする旨の指摘があった。筆者は儀礼の成立と由緒の関連付けの事例として、史料にもとづきこの点を指摘したものである。八戸藩と違うからというだけでは、筆者の説を否定する根拠としてたいへん弱いように思われる。来場者氏が筆者の論を誤りとして本格的に論を展開するならば、史料にもとづき、先行研究を参照、検討し、八戸藩における同様な儀礼の起源・由緒がどこに求められているのかという点を指摘し、その事例と盛岡藩や他の諸藩との事例を比較する必要がある。

(84) 例えば、弘前藩・会津藩を比較し認識形成過程に踏み込んだ、長谷川成一「近世東北大名の自己認識―北奥と南奥の比較から―」（渡辺信夫

編『東北の歴史再発見―国際化の時代をみつめて―』河出書房新社、一九九七年）などは、この点を研究する上で参考となる。

(85) 「盛岡藩雑書」寛文九年八月十三日条（『県史』資料近世1、四四〇頁）。

(86) 浪川健治『近世日本と北方社会』（三省堂、一九九二年）一四一頁。

(87) 「八戸藩日記」寛文九年八月十九日条（『県史』資料近世1、四四〇頁）。

(88) 工藤祐董『八戸の歴史双書 八戸藩の歴史』（八戸市、一九九九年）二〇〇～二三頁。

（ちば・いちだい 青山学院大学・聖心女子大学非常勤講師）